



山梨県峡南広域行政組合消防本部



山梨県峡南広域行政組合消防本部
消防長 大原 一正

「春の火災予防運動は 土手の焼き文字で 火の用心」

本消防本部は、山梨県の西南部に位置し、管内11町(市川団十郎生誕の地、三珠町、花火と和紙を産する甲斐源氏発祥の地、市川大門町、印章生産日本一を誇る風光明媚な印章の里、六郷町、木喰上人出身地と山あいの名湯下部温泉郷、下部町、櫛形山の麓の宿場町、高村光太郎や与謝野晶子の秀作が誕生している増穂町、きめ細やかな硯石を使い最高級品を作り続けてきた雨畑硯のふるさと鯉沢町、手漉き和紙を生産する山あいの里、中富町、雄大な南アルプスの麓、独自の習俗が残る奈良田、早川町、日蓮宗総本山の門前町、身延町、温暖多雨の地でつくられる手工芸品の町、南部町、山梨県最南部、西行法師の伝統が親しく語らせた文化と物資の交易地、富沢町)で構成されています。

南は静岡県、西は長野県境に接し東西32.5km、南北62km、管内の総面積は、1,060km²と山梨県の総面積の23.8%を占めており、そのうち耕地は、5.6%、宅地は1.1%で、他はすべて山林・野原という全国的にも数少ない広範囲な急峻山岳地帯であります。

また、管内には富士・八ヶ岳構造線と甲府構造線の二つの活断層があり、管内全域が大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域に指定されています。

また、管内のほぼ中央を北から南へ日本三大急流の一つで知られる富士川が流れ、それに沿ってJR身延線が走っており、国道52号線、国道300号線のほか主要地方道の沿線には、下部温泉郷・西山温泉郷・身延山久遠寺・本栖湖などの観光地があり、近年道路網の整備と相まって観光客も増加の一途をたどっています。

管内の産業は、それぞれの町の特徴もありますが、農業と林業が主で、富士川兩岸と管内北部にわずかに開けた平地には商工地域が密集していますが、若い世代の管外流出に伴う過疎が著しく、人口は減少するばかりで、なかでも独居老人等に対する老人比率は年々高くなる一方で、今新たに中部横断自動車道の管内縦断工事が進んでいますが、消防のあり方、対応、対策など今後の大きな課題であります。

昭和47年5月一部事務組合として峡南消防組合消防本部が発足し、昭和48年4月1日より消防職員71名体制で業務を開始いたしました。

10年を経過した昭和58年10月一部組合から、峡南広域行政組合が発足し、常備消防体制は1本部、2署、1分署、3分駐所、職員102名体制となり、また管内非常備消防団47分団、団員数2,513名と連携を取りながら、圏内6万9,000住民の安全のために、迅速かつ的確に対応できるよう努めています。

「春の全国火災予防運動」を前に、土手に芝焼き文字を描いた!

これは、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、住民一人ひとりの火災予防思想の一層の普及を図ることを目的に、標語の「火をつけたあなたの責任最後まで 峡南消防本部」を、市川大門町の富士川堤防の側面にガスバーナーで慎重に焼き、焼け残った芝が黒い側面に文字となって現れました。全長160m、幅12m、一文字の大きさが、縦12m、横8m、署員8名で5日間かけた労作で、堤防沿いを走るJR身延線の乗客や、車のドライバー、地域住民の目を引き成果を上げました。



気象庁マグニチュードの見直し

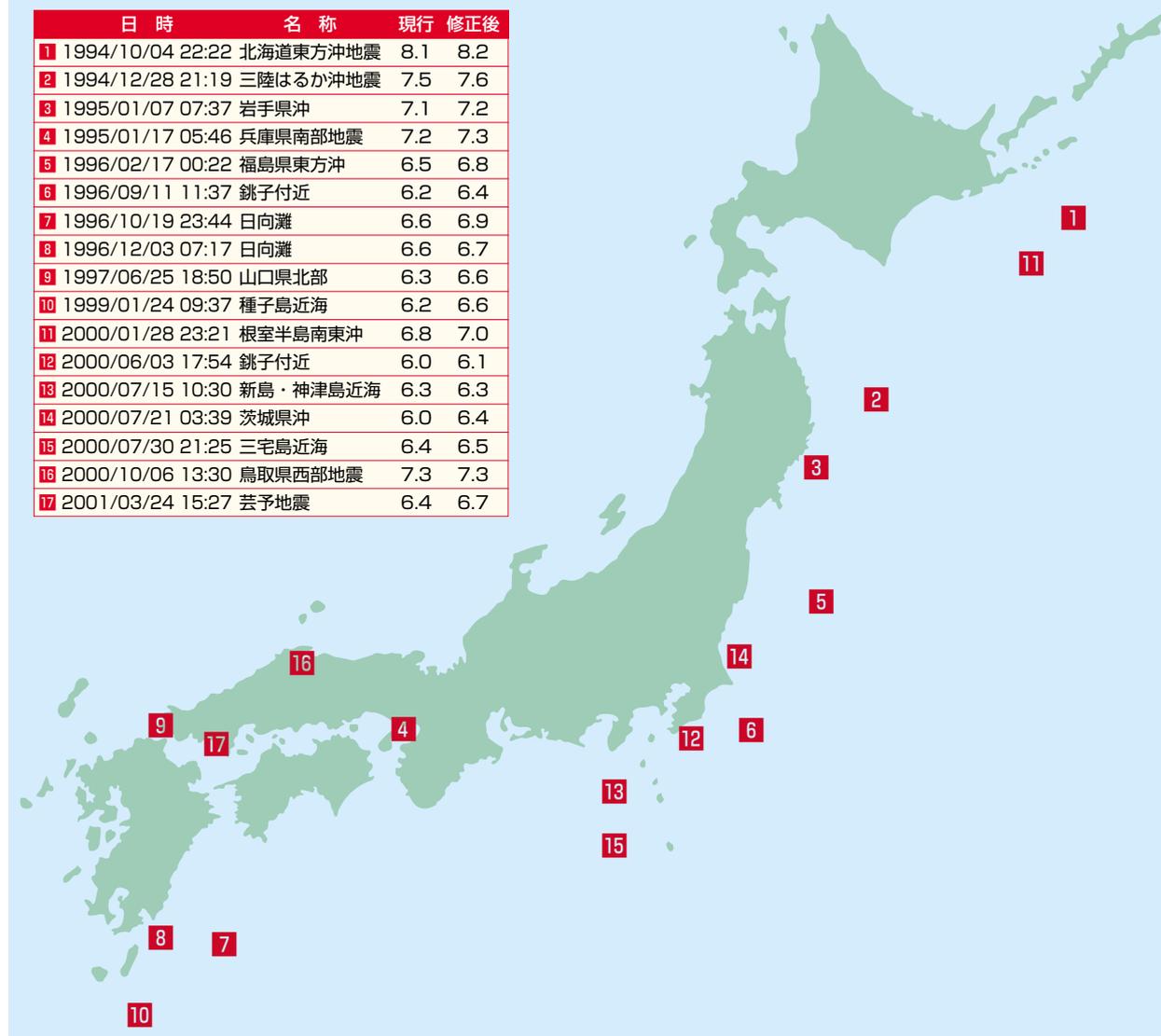
—1994年以降に発生した地震のマグニチュード(Mj)が変更されました—

気象庁は、地震が発生したとき各地の震度とともに発表している地震エネルギーの規模を表すマグニチュード(気象庁マグニチュード:Mj)について、平成6年(1994年)に地震観測網を一新した後のマグニチュード(Mj)とそれ以前のマグニチュード(Mj)との一貫性を保つため、観測地点の増加や観測装置の置かれる地盤の影響等を補正する新しい決定方式を導入しました。(4月23日気象庁発表)

- (1) 今回の新たな方式に基づき、阪神・淡路大震災をはじめとして、主な地震について、マグニチュード(Mj)の見直しが行われました。
- (2) 気象庁では、今回の見直しとともに、現在国際的に使用されはじめているモーメントマグニチュード(Mw)についても、今後併せて公表することとしています。

変更された主な地震のマグニチュード(Mj)

	日時	名称	現行	修正後
1	1994/10/04 22:22	北海道東方沖地震	8.1	8.2
2	1994/12/28 21:19	三陸はるか沖地震	7.5	7.6
3	1995/01/07 07:37	岩手県沖	7.1	7.2
4	1995/01/17 05:46	兵庫県南部地震	7.2	7.3
5	1996/02/17 00:22	福島県東方沖	6.5	6.8
6	1996/09/11 11:37	銚子付近	6.2	6.4
7	1996/10/19 23:44	日向灘	6.6	6.9
8	1996/12/03 07:17	日向灘	6.6	6.7
9	1997/06/25 18:50	山口県北部	6.3	6.6
10	1999/01/24 09:37	種子島近海	6.2	6.6
11	2000/01/28 23:21	根室半島南東沖	6.8	7.0
12	2000/06/03 17:54	銚子付近	6.0	6.1
13	2000/07/15 10:30	新島・神津島近海	6.3	6.3
14	2000/07/21 03:39	茨城県沖	6.0	6.4
15	2000/07/30 21:25	三宅島近海	6.4	6.5
16	2000/10/06 13:30	鳥取県西部地震	7.3	7.3
17	2001/03/24 15:27	芸予地震	6.4	6.7



防災訓練に参加しましょう～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

震災対策室

我が国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの災害に見舞われています。特に6,000人を超える犠牲者を出した平成7年1月の「阪神・淡路大震災」の経験と教訓は、忘れられないものとなりました。そのような中で昨年には、北海道有珠山の噴火、伊豆諸島の群発地震、三宅島の噴火、鳥取県西部地震、芸予地震など、大規模な災害が全国各地で発生し、多くの被害が発生し、今なお避難を余儀なくされているところ です。

このような地震など自然災害が多発する環境のなかで、日頃から、災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ちついて行動できるようしておき、被害を最

小限に軽減することが非常に重要なことといえます。

その方策の一つとして効果的で重要なものに各地方公共団体、消防署、企業、地域コミュニティ等で行われている防災訓練があります。

防災訓練では、被害想定に基づき避難訓練、身体保護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、実践的な対応を実際に経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応方策を身につけることができます。特に、いつ起こるかわからない地震に対する備えは、常日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

地域で行われる防災訓練へは、漫然と参加するのではなく、家族全員で参加して、“いざという時どうするか”という心構えを体験しましょう。

<防災訓練に参加するときは、次のことに心がけておきましょう>

- 1 非常脱出口の確保など身の安全を守る
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路を確認など避難するときのテクニック
- 3 消火器具の使い方などの習得、冷静に火災を防ぐ
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力し合って行う応急救護の方法
- 6 地域の住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難の前の安全確認
- 8 家族や近隣の人々の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険地域を確認しておく
- 10 行政や消防署の役割、自分でできることの確認

国や地方公共団体などでは、9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に、毎年、全国各地で防災訓練が行われますので、積極的に参加しましょう！

<メモ> 9月1日は、14万人以上の死者と44万棟以上の家屋焼失の被害を招いた大正12年の関東大震災が起こった日です。

花火による火災の防止

予防課

“夏の風物詩、花火”。子供たちが花火をしているのをよく見かける季節となりました。しかし、家庭で気楽に楽しめる花火でも正しく取り扱わないと火災になったり、火傷をしたりするなどの事故につながりかねません。実際に平成11年中には花火による火災が282件も発生しています。

家庭で気軽に楽しめる「おもちゃ花火」であっても、たかが花火と思わず、安全に楽しむため、必ず次のことに注意しましょう。

1 燃えやすいものがない安全な場所を選びましょう!!

花火の火薬の量は少量ですが、「ロケット花火」などのように高く飛ぶものや、「ねずみ花火」のように地面を走り回るものなどが数多く販売されており、空高く上がった花火の火の粉が屋根に落ちたり、走り回った花火の火の粉が周囲の紙くず等に着火し火災となった事例が多く見られます。

花火をする場合は、次のような条件にあった場所を選ぶようにしましょう。

- (1) 紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にないこと。
- (2) 灯油などの危険物品が周囲にないこと。
- (3) 建物から離れていること。

また、文化財の周囲など花火が禁止されている場所では決して花火をしないようにしましょう。

2 気象条件を考えましょう!!

次のような気象状況の時は花火をしないようにしましょう。

- (1) 火災警報が出されているとき
- (2) 強風注意報や乾燥注意報などが出されているとき

3 子供だけでは花火をさせないようにしましょう!!

子供だけで花火をしていたため、周囲の紙くずに火がつき、消火できずに建物にまで燃え移ってしまった事例や花火の火が衣類に燃え移り火傷をした事例もあります。花火をするときは必ず大人が付添い、人や建物に花火を向けないように注意しましょう。

4 花火をほぐしたり、束ねて点火したりするのはやめましょう!!

正しく取り扱えば安全な花火でも、ほぐして火薬を集めたり、数本まとめて点火した場合には、火薬が一度に燃えることとなり、大変危険です。花火はそのままの形で必ず1本ずつ点火するようにしましょう。

5 水の入ったバケツなどを用意しましょう!!

花火の燃えカスに火が残っているのに気付かず、ごみ箱に投げ捨てたため火災となった事例があります。花火をする際には、必ず水の入ったバケツなどを用意し、点火に使ったマッチや花火の燃えカスは、必ずその中に入れて確実に消火しましょう。

6 注意書を必ず読みましょう!!

最近では「おもちゃ花火」も改良が加えられ、さまざまな種類が販売されていますが、花火の側面等に記載してある注意書を必ず読んで、取扱いに十分注意しましょう。



風水害への備え

防災課

我が国の国土は、急峻な地形のため、河川は急勾配であり、多量の降雨が短時間に流出することから、洪水などによる災害が起こりやすくなっています。また、低地の平野部に人口が集中しており、さらに最近は、傾斜地やその周辺地域の宅地化の進展により、災害発生危険性の高くなっています。

今年も、これから梅雨や台風の季節を迎えるに当たり、風水害による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となった地域ぐるみの万全の体制を整えておく必要があります。

降雨期には、それぞれの地域の特性に応じて様々な災害が発生します。まず、自分達が住んでいる地域について、がけ崩れ、土石流等の土砂災害や河川の氾濫などの災害が発生するおそれがあるのかどうか、また、発生するおそれがある場合に予想される危険箇所はどこなのかなどを市町村等に尋ね、日頃から十分注意しておくことが大切です。そして、特に災害の発生するおそれのある地域の皆さんは、防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けるなど、災害に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関による活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が組織的、効果的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておくことが大切です。

特に、台風が近づいているときや梅雨の時期には、次の点に心がけましょう。

- 1 テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意しましょう。
- 2 土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、市町村長から避難の勧告や指示が出されます。皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。
- 3 避難の勧告や指示が出された場合にはこれに従い、地域の人々と協力しあって避難しましょう。
- 4 周囲の状況からみて危険であると判断した場合には、避難の勧告や指示が出る前でも、自主的に避難しましょう。
- 5 日頃から、避難するときのために携行品(懐中電灯、ラジオ、非常食など)や家族それぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)などを準備しておきましょう。
- 6 家族それぞれの役割分担や避難場所などについて話し合う“家族防災会議”を開き、重要なことはあらかじめ決めておきましょう。
- 7 避難するときは動きやすい服装で慌てず落ち着いて行動し、回り道でもあらかじめ確認しておいた安全な避難路を選んで避難場所まで行くようにしましょう。
- 8 特にお年寄り、子ども、病人、体の不自由な方などには、家族の人ばかりではなく近所の人も気配りをして、早めに避難をするよう心がけましょう。

住民の皆さんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、風水害による被害をなくしましょう。



東海豪雨

災害ボランティア・データベースの運用開始

防災課

阪神・淡路大震災以降、発災直後から被災地に駆けつけ、物資仕分けや避難所運営、医療介護等、様々な分野で活躍する災害ボランティアの重要性が高まっています。

消防庁においても「防災とボランティアの日」をはじめ、活動環境の整備について取組を進めているところですが、全国に数多くある災害ボランティア団体については、その活動実態等全容についての資料が少なく、また、各地方公共団体が実施している災害ボランティア団体との連携施策についても、対外的に十分に周知されていない状況にあります。

このため、消防庁では、災害ボランティア活動に関して、地方公共団体やボランティア団体等が連携を図る上で必要な情報が相互に得られるよう、共有すべき情報をデータベース化し「災害ボランティア・データベース」として、インターネットを通じて公開しました。

データベースは、地方公共団体、公共機関(社会福祉協議会、日本赤十字支部)、災害ボランティア団体の協力を得ながら策定しており、災害ボランティア団体の活動内容等について消防庁ホームページに掲載しております。

消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

災害ボランティア・データベース

近年大規模災害発生時に数多くの災害ボランティアが被災地で活動を行うことが多くなってきました。災害ボランティアが効果的な活動を行うにあたっては、行政との連携が必要となりますが、実際には、相互にデータが不足しているため、連携が必ずしもうまくいっていないのが現実です。このような事情に鑑み、総務省消防庁では、地方公共団体、公共機関、災害ボランティア団体の協力を得ながら、災害ボランティアと行政の連携にあたって、参考となるデータとして「災害ボランティア・データベース」を設けました。

なお、このデータベースには、各団体に提出いただいた調査票内容をそのまま掲載しているため、データの具体的な内容につきましては、各団体まで直接お問い合わせください。

内容

- 1 都道府県・政令都市の災害ボランティア支援施策
- 2 社会福祉協議会、日本赤十字社の災害ボランティア支援施策
- 3 災害を対象とした活動を行っているボランティア団体の活動内容

北海道・東北	北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
北陸	新潟 富山 石川 福井
中部	山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口
四国	徳島 香川 愛媛 高知
九州沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

データの掲載先はこちらまで volunteer@fdma.go.jp

第4回全国消防広報コンクール実施要綱

総務課

1 目的

消防行政を推進する上で重要な役割を果たしている消防広報の向上に資するため、全国の消防本部又は消防団が作成している広報紙、広報写真、広報ポスター、広報カレンダーから広報技術が全国的に見て優秀なものを選定し、これを全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与する。

2 主催

総務省消防庁

3 後援

(財)日本消防協会、全国消防長会

4 コンクール対象媒体(部門)

- (1) 広報紙部門
- (2) 広報写真部門
- (3) 広報ポスター・広報カレンダー部門

5 応募基準

- (1) 応募団体は、全国の消防本部及び消防団とします。
- (2) 応募作品
 - ① 各対象媒体とも各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限り、制作・撮影したものとし、平成12年度中（平成12年4月から平成13年3月の間）に制作・撮影したものとします。
- (3) 応募作品数
 - ① 1応募団体当たり複数部門の応募を可とします。
 - ② 広報紙及び広報ポスター・広報カレンダー部門は、各1作品の応募とします。
 - ③ 広報写真部門については、複数応募を可とします。
- (4) 各対象媒体ごとの留意点
 - ① 広報紙（提出数：8部）
 - ア 住民を対象として消防防災行政の施策や計画等の複数のテーマを同時に啓発・周知し、また、これらに関する情報等について広報することを企画・編集したもので、週刊、月刊、旬刊及び季刊等の形態で定期的に発行したものとします。
 - イ 作文集・学校における防火防災教育の補助教材等として使用されているもの及び市町村発行の広報紙の中に部分掲載（1頁以上の分量があるもの。）しているものも対象とします。
 - ② 広報写真（提出数：2枚）
 - ア 消防防災活動等について広報用として撮影したものとします。（カラー・モノクロのいずれも可）
 - イ サイズは、四つ切りとします。
 - ③ 広報ポスター・広報カレンダー（提出数：2枚）

広報ポスター（壁新聞は含むが、写真を貼付したものは除く。）及び広報カレンダーとします。

広報紙部門
「すぎと消防」
杉戸町消防本部



広報ポスター・広報カレンダー部門
守口市門真市
消防組合消防本部



広報写真部門
「濃煙からの救出」
東京消防庁本所消防署



第3回全国消防広報コンクール 各部門最優秀作品

- (5) 応募団体ごとに「応募作品調書（別紙様式）」を作成し添付してください。

6 応募締切り

平成13年8月31日（金） 当日消印有効

7 審査及び発表

- (1) 主催者である消防庁長官が委嘱した審査員により、部門別に入選作品を選定します。
- (2) 審査結果は、消防庁広報紙「消防の動き」、(財)日本消防協会広報紙「日本消防」及び(財)全国消防協会機関紙「ほのお」等に掲載して発表します。
- (3) 入選作品については、平成13年版消防白書・消防庁ホームページに掲載する予定です。

8 審査基準

- (1) 広報紙部門
 - ①企画 ②文章表現及び用語 ③編集（構成） ④その他
- (2) 広報写真部門及び広報ポスター・広報カレンダー部門
 - ①企画 ②表現 ③技術 ④その他
- (3) 上記の他、デザイン等の委託の有無、発行（制作）回数、担当者数、経費等も勘案することがあります。

9 表彰

- (1) 受賞数
 - ①消防庁長官賞（最優秀賞）各部門毎に1点
 - ②消防庁長官賞（優秀賞）各部門毎に2点
 - ③消防庁長官賞（入選）各部門毎に3点程度
 - ④消防庁長官賞（特別賞）応募作品の状況により数点
- (2) 各部門の最優秀賞に対する表彰式は、11月9日（金）に、総務省消防庁（千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館3階）において行います。

10 その他

応募作品は原則として返却いたしませんので、御了承ください。

4月の主な通知・通達

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第91号	平成13年4月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	新たな住宅防火対策の推進について
消防危第46号	平成13年4月 2日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	平成13年度「危険物安全週間」実施要領について
消防消第81号 消防予第109号 消防危第54号	平成13年4月 2日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	可搬消防ポンプ等整備資格者に係る講習について
消防消第92号 消防震第17号	平成13年4月 2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長 消防庁震災対策室長	二次製品防火水槽及び二次製品耐震性貯水槽の認定を行う者の指定について
消防危第50号	平成13年4月 9日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について
消防危第51号	平成13年4月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」の一部改正について
消防災第48号	平成13年4月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	林野火災に対する警戒の強化について
消防予第127号	平成13年4月17日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	認可外保育施設に対する防火安全の指導について
消防震第14号	平成13年4月19日	各都道府県知事	消防庁次長	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律等の施行について
消防救第126号	平成13年4月25日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	平成13年度消防庁交通安全業務計画について

消防庁辞令

平成13年5月17日付

氏名	新	旧
武田 文男	併任予防課長	総務課長
坂本 森男	出向（総務省大臣官房参事官へ）	予防課長
田丸 行雄	出向（総務省大臣官房付へ）	総務課政策評価広報官併任総務課理事官
児玉 重敏	総務課政策評価広報官 併任総務課理事官	総務省大臣官房会計課課長補佐
菊地 進	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）	消防課主幹
高橋 克尚	消防課主幹	総務省自治財政局公営企業課 公営企業経営企画室 水道・工業用水道事業係長

消防庁職員への感謝状の授与について

去る5月11日(金)、消防庁震災対策室中山義隆総務事務官が、急病人に対する応急救護活動により、東京消防庁荒川消防署西野和裕署長から感謝状を授与されました。

この活動概要は、4月22日(日)、電車内で突然意識を失った女性(60歳)に対して、他の男性2名と協力して次駅に女性を降ろし、119番通報を依頼、また、人工呼吸、心臓マッサージを救急隊到着までの約10分間実施したものです。



感謝状を授与された中山義隆総務事務官(中央)
写真左から田中豊総務課課長補佐、西野和裕東京消防庁荒川消防署長
武田文男総務課長、向田正博震災対策室長

広報テーマ

5月

- ①消防団活動への理解と協力の呼びかけ(消防課)
- ②住宅防火対策の推進《新住宅防火対策》(予防課)
- ③風水害への備え(防災課)
- ④住民に対する応急手当の普及啓発(救急救助課)

6月

- ①危険物安全週間(危険物保安室)
- ②住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》(予防課)
- ③火あそびによる火災の防止(予防課)
- ④災害弱者対策の推進(防災課)
- ⑤津波による災害の防止(震災対策室)
- ⑥石油コンビナート災害の防止(特殊災害室)

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
6月7日 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	(仮)危険物安全週間
6月21日 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	(仮)消防団の活動

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)きょうせい